

## 富良野市スポーツ振興基金補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、富良野市スポーツ振興基金条例施行規則（平成28年規則第50号）の規定に基づき、市民のスポーツ意識の向上と地域スポーツの振興に寄与することを目的とした事業に対し、富良野市スポーツ振興基金補助金を交付することに関し、市費補助金交付規則（昭和62年規則第23号）に定めるものほか、必要な事項を定める。

### (補助対象事業)

第2条 補助対象事業は、次に掲げるとおりとする。

(1) スポーツ振興事業

ア スポーツ大会、講習会及び研修会の開催運営に関する事業

イ ジュニア選手強化に関する事業

(2) スポーツ指導員育成事業

ア スポーツ指導員育成講習会、研修会開催運営に関する事業

(3) アスリート育成派遣事業

ア 全道大会派遣事業

イ 全国大会派遣事業

ウ 国際大会派遣事業

(4) スポーツ団体育成事業

ア 統括的スポーツ団体育成強化事業

イ 総合型地域スポーツクラブ育成事業

(5) その他条例の目的に適合する事業

2 第1号から第3号の競技大会等の範囲は別表1のとおりとする。

### (補助対象者)

第3条 補助対象者は、次に掲げるものとする。

(1) 原則、市内在住かつ市内の学校に所属する小中高生の団体（個人）で全道・全国及び海外派遣する者

(2) 指導者（引率者）の派遣は2名以内とする。

### (補助金の額)

第4条 補助金の額は、事業に要する補助対象経費総額の10分の7以内とし予算の範囲内で補助する。

(1) 事業に要する補助対象経費は、別表2の1及び別表2の2のとおりとする。

(2) 補助率及び補助金の額は、別表3のとおりとする。

(3) 補助対象事業は、第2条各号の同一事業に対して1年限りとする。ただし、特に必要と認めた事業については、条件を付して継続することができる。

(4) スポーツ団体育成事業は、前各号に係わらずその都度協議して決定する。

### (計画の変更)

第5条 申請者は、申請事項に変更が生じたとき又は補助事業を中止若しくは廃止しようとするときは、その旨を速やかに届けなければならない。

### (補助金交決定)

第6条 市長は、補助金交付申請があった場合、その内容を審査し、相当と認める場合は、交付決定を行うものとする。この場合において、市長は補助の目的を達成するため必要に応じて条件を付することができる。

### (補助事業実績報告)

第7条 補助金の決定を受けたものは、事業終了後、速やかに補助事業実績報告書を市長に提出するものとする。

2 市長は、実績報告書を受領後、必要に応じて事業の調査等を行うことができるものとする。

(その他)

第8条 富良野市スポーツ振興基金補助事業に関する事務は、市民生活部コミュニティ推進課において行う。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表 1

## 【大会等の範囲】

スポーツ振興事業		全道及び全国からトップアスリートが集い開催される大会 実行委員会又は市体育協会が主催する講習会・研修会
アスリート育成派遣事業	全道大会	支部予選又は管内地区予選を勝ち上がり、全国大会へとつながる大会
	全国大会	全道大会を勝ち上がって出場する大会
	国際大会	北海道又は日本選抜選手代表選手として出場する大会
	選手強化事業	北海道又は日本選抜選手代表として参加する強化合宿及び遠征費
※中学校体育連盟等が主催する大会は除く ※選抜選考会等は除く		

別表 2 の 1

## 【スポーツ振興補助対象経費】

科 目	補助対象経費	
報 酬	競技役員（補助役員）報酬費	
報償費	審判、講師謝礼等	
需用費	消耗印刷	大会プログラム製本費
	燃料費	ガソリン等
	食糧費	原則、対象外
	修繕費	大会用器具修理費等
役務費	通信運搬費	郵便料等
	手数料	振込手数料等
	保険料	障害保険料等
使用料賃借料	会場使用料・機械借上料等	
備 品	※原則。補助対象外	
（補助対象外経費）		
① 役員（スタッフ）のユニホームはTシャツや帽子等に限る。高額なものは補助対象外とする。		
② 大会等に係る食糧費及び交際費は原則、補助対象外とする。		
③ 大会等に係る器具購入経費は原則、補助対象外とする。 ただし、大会等が複数会場により大会器具等が不足し、さらに借用もできないなどの理由がある場合は、その都度協議する。		

別表 2 の 2

## 【アスリート育成派遣補助対象経費】

全道大会	大会参加料・交通費・宿泊費・旅行傷害保険料
全国大会	大会参加料・交通費・宿泊費・旅行傷害保険料
国際大会	大会参加料・交通費・宿泊費・旅行傷害保険料
選手強化事業	参加負担金・交通費・宿泊費・旅行傷害保険料
※市スポーツ少年団等に係る全道大会の交通費は、原則「スポーツ活動バス」を利用するものとするが、燃料費、高速利用料、駐車料金、運転手宿泊費等は利用団体負担とする。 ※個人競技によっては、「スポーツ活動バス」の利用が不可と判断される場合は、公共機関	

等を利用して移動する場合のみ補助対象とする。

※市スポーツ少年団等以外の競技団体、あるいは市の都合でスポーツ活動バスが利用できない場合など、競技団体が自らバスを借り上げた場合のみ補助対象とするものとするが、高速利用料、駐車料金、運転手宿泊費等は利用団体の負担とする。

※鉄道賃及び航空賃は富良野市職員の旅費規程に準じるものとする。

・航空賃の額は原則、往復割引運賃とする。ただし、やむを得ない理由により普通運賃による場合は、理由書を添付しなければならない。

・旅行業者等による航空賃と宿泊料がセット料金となっており、その料金が経済的と認められる場合は、当該料金を補助対象とする。

・宿泊は大会の日程上、富良野市を午前 7 時以前に出発する場合又は午後 10 時以後に帰着することとなる場合に限り、前泊又は後泊を認めるものとする。派遣地での観光等のための交通費や宿泊料は原則、補助対象外とする。

・宿泊料は、富良野市職員の旅費に関する条例に定める宿泊料を上限とする。

(補助対象外経費)

・食費、手数料、雑費、空港使用料、出入国税等は補助対象外とする。

・大会主催者側又は団体(個人)が加盟している競技団体より交通費等が支給される場合は、補助対象経費から控除するものとする。ただし、餞別等の祝金等の場合はこの限りではない。

### 別表 3

#### 【補助率】

スポーツ振興事業・スポーツ団体育成事業	原則、補助対象経費の 2 / 5 以内	
アスリート育成派遣	全道大会 (道内)	3 / 10 以内
	全国大会 (道外)	7 / 10 以内
	国際大会 (海外)	7 / 10 以内
※選手強化事業は派遣先により上記の率を適用する。		

#### 【補助金の申請及び交付回数】

補助金の申請及び交付回数については、市費補助金交付規則(昭和 62 年規則第 23 号)による。

#### 【補助交付額】

補助金の額が 1 万円に満たない場合は、不交付とするものとする。

補助金の額に千円未満の端数が生じたときは、切り捨てるものとする。